

訂正内容

1 「令和8年度 旧避難指示区域等内国有林における森林整備の実施に必要なとなる放射性物質関係調査事業仕様書」

4 調査方法及び取りまとめ (1) 調査方法 ②樹皮調査 イ

訂正前：

調査No.36、37 については、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」（平成26年12月17日付け森林整備課・林業振興課 最終改正 令和7年12月3日）（以下「福島県指針」という。）の4（1）イ（イ）により実施し、1.00haの測定結果のうち数値の高いもの5本については福島県指針4（1）イ（ア）による計測も実施すること。

訂正後：

調査No.36、37 については、歩行サーベイにより空間線量率を計測し1,000㎡につき1地点を選抜し、当該地点近くの立木樹皮濃度放射性物質濃度を調査すること。

「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」（平成26年12月17日付け森林整備課・林業振興課 最終改正 令和7年12月3日）（以下「福島県指針」という。）の4（1）イ（イ）による調査を実施すること。調査木の本数は、1,000㎡当たり1本を測定することし、スギもしくはヒノキの樹皮をGM管式サーベイメータで測定すること。測定に当たっては樹種名・地上高1.2mの直径（2cm括約）・樹高を測定・記録すること。この際、β線をアクリル板で遮断した場合とアクリル板を用いない場合の両方を測定するものとし、アクリル板を用いない測定値からアクリル板を用いた測定値を差し引くことで、立木状態における林内バックグラウンド（γ線の影響）を除外した樹皮のβ線表面計数率を求め、4方位の測定結果の最大値をもって各調査木のβ表面計数率とし、得られた数値から発注者が示す推定式により樹皮中放射性物質濃度を測定すること。

また、「福島県指針」の4（1）イ（ア）による計測も実施すること。対象とする樹木は「福島県指針」の4（1）イ（イ）の調査で対象となった樹木のうち2,000㎡につき1本となるように選定して実施すること。

2 「令和8年度 旧避難指示区域等内国有林における森林整備の実施に必要なとなる放射性物質関係調査事業仕様書」

4 調査方法及び取りまとめ (1) 調査方法 ③土壌調査 ア

訂正前：

上記②の樹皮調査を実施した立木の東西南北4方位のうち最も高い表面計数率を示した方向で、立木から半径2m以内の土壌を表層から15cmの深さまで採取し、均一性を確保するため100回程度攪拌した後、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省 平成23年12月22日付け基発1222第6号）（以下「除染等業務ガイドライン」と言う。）の別紙6-1(1)に規定されている丸型V式容器（径120mmX56mm）のプラスチック容器（以下「V5容器」と言う。）に充填すること。

訂正後：

上記②の樹皮調査を実施した立木の東西南北4方位のうち最も高い表面計数率を示した方向で、立木から半径2m以内の土壌を表層から15cmの深さまで採取し、均一性を確保するため100回程度攪拌した後、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省 平成23年12月22日付け基発1222第6号）（以下「除染等業務ガイドライン」と言う。）の別紙6-1(1)に規定されている丸型V式容器（径120mmX56mm）のプラスチック容器（以下「V5容器」と言う。）に充填すること。なお、No.36及び37については、②アで選定した地点から1haあたり3点となるように抽出し実施すること。

3 「令和8年度 旧避難指示区域等内国有林における森林整備の実施に必要な放射性物質関係調査事業仕様書」

別紙1 No.36及びNo.37の樹皮等調査本数

訂正前：

No.	樹皮等調査
36	6
37	15

合計 985

訂正後：

No.	樹皮等調査
36	16
	※(8)
37	42
	※(21)

合計 1,022

※「福島県指針」の4(1)イ(ア)により調査を実施する本数